

平成22年9月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成22年9月15日（水曜日）午後3時01分から午後3時39分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第36号） 相模原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 2（議案第37号） 相模原市文化財保護審議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 3（議案第38号） 平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針について（学校教育部）

4. 閉 会

○出席委員（4名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

○欠席委員（1名）

委 員 金 川 純 子

○説明のために出席した者

教 育 局 長 三 沢 賢 一 教 育 環 境 部 長 村 上 博 由

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生 涯 学 習 部 長 大 貫 英 明

教 育 局 参 事 林 孝 教 職 員 課 長 菊 地 原 宏 明  
兼教育総務室長

教職員課担当課長	細 谷 正 行	教 職 員 課 主 幹	柴 沼 敦 子
文化財保護課長	山 田 不 二 郎	文 化 財 保 護 課 担 当 課 長	川 島 和 章

○事務局職員出席者

教育総務室主査	坂 本 正 俊
---------	---------

---

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名で定足数に達しております。

なお、本日、金川委員より欠席の旨届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員に、斎藤委員と小林委員を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は 2 名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□相模原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 36 号、相模原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○林教育総務室長 議案第 36 号、相模原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、教育委員会傍聴時の受け付け方法の変更に伴い、所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により提案するものでございます。

改正の内容でございますが、従来、教育委員会の傍聴希望者は、所定の傍聴届に住所、氏名を記載し、委員長に提出することとなっておりますが、手続を簡略化するために、これを廃止し、口頭により傍聴を申し出るものとしたすものでございます。

また、傍聴を申し出た方には、傍聴券を交付し、所定の入口で係員への提示の上、傍聴席へ入場するものとしたすものでございます。

以上の内容につきまして、傍聴手続に係る規定の文言の整理、及び傍聴券の交付について、新たに規定するものでございます。

本規則の施行期日につきましては、平成 22 年 10 月 1 日とするものでございます。

なお、相模原市議会におきましても、現在開会中の 9 月定例会より、住所、氏名の記載

を廃止しております。また、審議会等附属機関につきましても、8月に「相模原市審議会等公開基準」を改正し、住所、氏名の記載を廃止しており、全市的にこういった手続が進められているところでございます。

以上、議案第36号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第36号、相模原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

---

#### □相模原市文化財保護審議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第37号、相模原市文化財保護審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第37号、相模原市文化財保護審議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、相模原市文化財保護審議会委員の全員の任期が平成22年9月30日に満了するため、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例、第33条第1項及び第2項の規定により委員を委嘱するもので、今回はすべての委員が再任でございます。

なお、任期は、平成22年10月1日から2年間でございます。

それでは、各委員のご説明をさせていただきます。

加藤修氏でございますが、女子美術大学名誉教授で、日本考古学がご専門でございます。

清水擴氏でございますが、東京工芸大学名誉教授で、日本建築史がご専門でございます。

竹本康博氏でございますが、相模女子大学准教授で、民俗学がご専門でございます。

北川淑子氏でございますが、元東京大学大学院農学生命科学研究科特任研究員で、植物

がご専門でございます。

山本雅子氏でございますが、麻布大学教授で、解剖学、動物がご専門でございます。

薄井和男氏でございますが、県立歴史博物館学芸部長で、中世美術、彫刻がご専門でございます。

救仁郷繭氏でございますが、女子美術大学短期大学部准教授で、日本美術史がご専門でございます。

大塚靖夫氏でございますが、元市立小学校長で、郷土史がご専門でございます。

藤原良章氏でございますが、青山学院大学教授で、日本中世史がご専門でございます。

布施和夫氏でございますが、元津久井町文化財保護委員で、郷土史がご専門でございます。

山田正法氏でございますが、元相模湖町文化財保護委員で、郷土史がご専門でございます。

樋口孝治氏でございますが、元城山町文化財保護委員で、郷土史がご専門でございます。

平田大二氏でございますが、県立生命の星・地球博物館学芸部長で、地質学がご専門でございます。

佐藤博文氏でございますが、元藤野町文化財保護委員で、郷土史がご専門でございます。

鹿野陽子氏でございますが、岐阜県立国際園芸アカデミー教授で、造園学、景観がご専門でございます。

以上、15名でございます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

◎齋藤委員 審議会の委員の場合には、全員がさっと入れかわると、いろんな引き継ぎが難しいかなと思うのですが、今回は全員再任ということで、これでいくと、2年後に全員入れかわってしまうような心配があるのですが、再任の規定というのは、特に設けられてはいないですか。

○山田文化財保護課長 再任につきましては、条例上は可能でございます。

審議会委員の選任につきましては、さまざまな文化財に対応できますように選任してございますので、相模原市の文化財の状況を見て、その都度、専門的な判断をいただける方

を選任しているということでございます。

つけ加えさせていただきますと、これまで全員がかわることはございませんで、お手元の資料の加藤先生、清水先生、それから、7番目の救仁郷先生まで、これらの先生は平成12年に選任をいたしまして、既に10年続けていただいております。このような方もございますので、先ほど説明しましたように、文化財の状況を見て、選任をさせていただいているということでございます。

◎溝口委員長 よろしいでしょうか。

◎斎藤委員 はい。

◎小林委員 1点伺います。それぞれの専門分野から15名の方々が選任されているわけでございますけれども、審議会を通しまして、活動の中で、この分野は欠けているのだけかどうか、これで十分なのかどうか、その辺をちょっと伺いたいです。

○山田文化財保護課長 ご審議いただく内容につきましては、基本的には、現在の相模原市内の文化財の種類ですとかに応じて、対応できる方を選任しているということでございますが、今後、急に予期していなかった物件等がございました場合にも、臨時の委員等を設置することができるという規定が条例の第32条の第2項にございます。特別の事項を調査・審議するために、必要のあるときは臨時委員を置くことができますので、その条項で対応させていただくということでございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第37号、相模原市文化財保護審議会委員の人事についてを原案どおり決めるに  
異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

---

#### □平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第38号、平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第38号、平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針に

ついて、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、政令指定都市移行に伴い人事権が移譲されたことを受け、平成22年度末の相模原市立学校教職員の人事異動に当たり、その人事異動方針を定めたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により、提案するものでございます。

まず、基本方針でございますが、読み上げさせていただきます。

相模原市教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動に当たっては、次の事項を基本として、学校長の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

適材を適所に配置すること。

教職員の編成を刷新強化すること。

全市的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

以上でございます。

次に、人事異動の重点といたしましては、7項目でございます。引き続き、読み上げさせていただきます。

- 1、教職員の資質向上を図り、視野を広めるため、全市的な視点での異動を積極的に行う。
- 2、地域や学校の状況に応じて、幅広い教育活動が展開できる人材配置の充実に努める。
- 3、若手教員の育成など、世代交代を踏まえた異動を進めるとともに、将来展望を持って中堅教員の積極的な異動を推進する。
- 4、学校教育の充実に向けた人材を確保するため、新採用教職員の積極的な採用を行うとともに、適正な配置に努める。
- 5、組織的・機動的な学校運営体制づくりのため、総括教諭には、柔軟で卓越した指導力を発揮できる人材の登用に努める。
- 6、ベテラン教職員の知識、経験を活用していくため、再任用教職員の効果的な配置を推進する。
- 7、多様な経験を持った人材の活用を図るため、校種間交流や県内他市町村との人事交流を進める。

以上、平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針について、ご提案させていただきました。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

基本方針に、「全市的視野に立って、広く人事交流を行うこと」というふうに示されており、また、人事異動の重点の1番にも、「全市的な視野の視点での異動を積極的に行う」というふうに述べられておりますけれども、旧相模原、旧津久井の人事交流についても配慮なされていると思っておりますけれども、本年度については、どういう方針でどういう規模で行う予定でしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○菊地原教職員課長 今年度の人事異動ということですが、最初にこの平成21年度末の実績から申し上げたいと思います。

いわゆる旧津久井郡から旧相模原市への異動でございますが、約17名おりました。逆に、旧相模原市から旧津久井郡の方の異動でございますが、11名ということでございます。

教員の異動については、ご存じのとおり、希望ということがまず1つございます。あとは住んでいる場所、居住地ということもございます。その中で、強制異動はできないというところはございます。

やはり今年と同規模の異動というふうなところで、今、学校長のヒアリング等を順次進めているところでございますが、そういう中で、同規模の計画で進めております。

◎溝口委員長 この17名と11名、合計しても28名という数になりますけれども、これは全異動の中の何%ぐらいに当たるのですか。

○菊地原教職員課長 全異動でございますが、いわゆる転出・転入という中で考えさせていただきます。と思います。

そうなりますと、転出と転入を合計いたしますと、約400名中の28名というところでございます。

◎溝口委員長 考え次第ですけど、相模原市が合併した時点でも、旧津久井と旧相模原の、何ていうのでしょうか、お互いによいところを認め合うという意味からも、いろんな意味で交流というのがなされてきているし、また、これからもやっていかなければいけないと思うのですけれども、400名中の28名というのは、どういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。少ないととらえるべきか、多いととらえるべきか、まあこれぐらいでというふうにとらえるべきか。



○菊地原教職員課長 多いか少ないかという今のお尋ねでございますが、異動というのは、ある程度、異動年限というのが実は定まっております、これは今お諮りいただいております人事異動方針の中では細かいところまで出ておりませんが、人事異動要望の中で、基本的に異動は3年からできると。その中で、8年が積極異動というところがございます。やはり短年度で異動ということは基本的にございません。その中で、計画的な異動という中では、これは適正な数であるというふうに考えております。

◎小林委員 ただいま委員長の質問の中で、全市的という面の問題が出てきましたけれども、この重点を見ますと、若手教員、中堅教員、新採用教員、あと6番でベテラン教員という、縦の年齢の問題をかなり意識された人事異動かなというふうに推察するわけですが、概略で結構なのですが、どういう年齢構成になっているか、その辺を教えていただければと思います。

○菊地原教職員課長 年齢の構成でございますが、年齢層が一番厚いところでございますが、これはやはり50代というところで、およそ30%を占めているところでございます。年齢層が薄いところ、これが40代というところで、ここにつきましてはおよそ15%というところでございます。

あと20代、30代につきましては、それぞれ小・中学校で状況が違うわけでございますが、小学校の方は比較的大量採用しているというところでございます。小学校については20代の方がパーセンテージが高くなっているわけでございます。中学校の方はやはり教科の関係がございますので、30代の方が多くなっているというような、そういった状況でございます。

したがいまして、50代の層が一番厚く、40代の層が一番薄いというところでございます。小学校においては、20代の方が2番目に多いということで、中学校の方が、30代が2番目に多いという、そういう傾向でございます。

◎岡本教育長 全体の平均年齢は。

○菊地原教職員課長 平均年齢でございますが、小学校の方は、かつては50代ということもございましたが、新採用をとってございましたので、小学校におきましては43歳、中学校におきましては45歳まで年齢が下がってきております。

◎溝口委員長 小林委員の質問に関連して、若手と中堅とベテランというのは、50代以上がベテランで、40代が中堅、それよりも若い先生方は若手の先生というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○菊地原教職員課長 そのとおりでございます。

◎斎藤委員 すみません、基本的なことを教えていただきたいのですけれども、今回は政令指定都市になったということで、このような重点項目という話が多分出たのだというふうに理解しているのですけれども、これから実際に人事異動を進めるに当たって、この重点項目がどのように生かされ展開されて、実際に異動までに至るかというところをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○菊地原教職員課長 今のお尋ねでございますが、今日、この人事異動方針をご承認いただきましたら、これを109校の校長先生の方に10月15日にご提示したいというふうに考えております。

具体的には、もっと細かな人事異動実施要領ということで、先ほど一旦申し上げました異動年限等も含めた中で、それを校長先生より、それぞれの学校の教職員の方に伝えます。そして、異動希望というのが具体的に出てまいります。その異動希望を教職員課の方で集計いたしまして、その中で、校長先生とのヒアリング、人事に関する細かなヒアリング等を行う中で、3月の教育委員会でその異動についてお諮りをしたいと思います。そして、教職員への内示、4月1日の異動という、そういったスケジュールで進んでまいります。

◎斎藤委員 そうしますと、先ほど、例えば最大8年までは同じ学校にいて、それ以上だったらなるべく異動していただくですとか、地域において中堅と若手の比率をどうするというようなことは要領の方に細かく定められて、それで実際に校長先生方にお渡しするという形になるわけですか。

○菊地原教職員課長 今日はお手元の方には用意していないところでございますが、実際にはそういったところを、教職員人事異動方針説明会の中でお示ししていきたいというふうに考えております。

◎斎藤委員 そのような要領は昨年度もつくられているかと思うのですけれども、去年から今年に向けて、何か大幅に変えたところですか、そういうところはございますでしょうか。

○菊地原教職員課長 人事というのは、基本的に変わらないものは変わらないというところがございます、やはり大幅に変わりますと現場の混乱が生じますので、大きく変えるというところについては基本的にはございません。

◎斎藤委員 そうすると、先ほど委員長がご質問になった、例えば人事交流の規模についても、重点としては積極的にというふうにするけれども、そこを急激に引き上げるとか、そ

ういう方針ではない。

○菊地原教職員課長 そのとおりでございます。異動というのは、希望ということがございますし、やはり居住地を無視してまでの異動ということはいたしません。やはり先生方の生活が安定した中で、力を入れた学校教育もできるというところもございますので、そのあたりについては、組織的な目標については、変えるようなことは考えておりません。

◎溝口委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第38号、平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○村上教育環境部長 この夏の暑さの関係で、ご報告をさせていただきます。

今夏は大変歴史的な猛暑に見舞われまして、本市の中で、学校やスポーツ施設等におけるこれまでの対応について、ちょっとご紹介をさせていただきます。

まず、学校における暑さ対策でございますけれども、本市では窓の開閉による通風の確保と扇風機の対応というのを基本としております。冷房設備につきましては、現在、すべての小学校の保健室、それからPC教室、あとは体温調節ができない児童・生徒がいる特別支援教室、そして職員室等の管理諸室に設置されております。

次に、普通教室における冷房の設置状況でございますが、小学校・中学校合わせて109校ございまして、そのうち、小学校13校、そして中学校8校で、教室といたしましては、2,118教室中410教室で冷房設備を設置しております。これは航空機騒音対策とか臭気対策等で設置をしているものでございます。そのほかのプレハブ校舎などにも設置しております。冷房設備がない学校では扇風機を設置しております。現在、冷房設備、扇風機ともに設置されていない学校は3校となっております。

今後の問題ですけれども、学校現場の意見を踏まえて、教育活動への影響、また、教育効果について検証するとともに、冷房設備の必要性とか設置のあり方について、検討していきたいと思っております。

また、体育祭や運動会の練習などが多くなる今月上旬に、児童・生徒の熱中症の症状があったときのために、市として、通常のスポーツドリンクより吸収のよい経口保水液というのがございまして、それを各小・中学校に配布をしております。

**○小泉学校教育部長** 学校教育部におきましては、全小・中学校長あてに6月と8月、熱中症事故の防止についての通知を発送いたしました。さらに、9月には学校教育課と学校保健課の連名で、熱中症環境保健マニュアルやインターネットによる予防情報サイト等を参考に、適切な対応をとるようという通知をいたしました。

各学校では、体育の授業や運動会の練習での小まめな休憩、また、水分補給、家庭からの水筒持参などの対応を行っております。

今年度の学校における熱中症による症状で救急搬送された件数でございますが、8月に中学校で3件ございました。9月に入りましては、小学校で熱中症の疑いということで、1件という報告を受けております。いずれも軽症であったという報告を受けております。

**○大貫生涯学習部長** スポーツ施設におきましては、適時の水分補給あるいは熱中症予防を呼びかけるポスター、こういったものを掲示しております。

また、施設管理者による利用者への注意喚起などを行うとともに、銀河アリーナや北総合体育館には熱中症の測定器というのがあるのですが、これで温湿度等を測定した中で、熱中症の指数というものが出てきます。その指数を計測して、その日の危険度を施設に掲示しております。これはちょっと写真で見にくいかと思いますが、こんな形で、今日は注意ですよとか、あるいは運動はやめてほしいとか、それぞれそういう状況に応じて、その指数に応じてこういったものを表示させていただいております。

また、麻溝公園競技場ではミストファン、大型扇風機で霧状の水を送るようなシステムですけれども、これをレンタルしまして、運動場のトラック内に2台設置して、利用者に冷たい霧に当たっていただくなど、予防対策を図っております。

スポーツ施設において熱中症と診断されて救急搬送された件数ですが、4件ほどございますが、いずれも軽症でございました。

また、各公民館においても、地区体育祭などの行事において、熱中症の予防について対策を講じるよう、公民館長によって組織されている公民館連絡協議会で対応をお願いして

おります。

今週に入りまして、やや猛暑は落ちついた感がございますが、これからの運動会、あるいは体育祭のシーズンでもございますので、練習等も含め、引き続き、熱中症の予防対策を実施していくとともに、学校・スポーツ施設を含め、教育施設の暑さ対策について、検証・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、熱中症関係のご報告でございます。

◎溝口委員長 ありがとうございます。

これにつきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

◎齋藤委員 1つは、中学校において、部活の指導なんかはどうされているのかなということと、あとやっぱり教室の温度というのは、人数によって全然違っていきまして、教室はいいのですけれども、体育館で例えば全校生徒が集合したなんていうと、すごく暑いのではないかなんて心配しているのですが、その辺のところはどのように指導されているのですか。

◎小泉学校教育部長 部活に関しましては、逆に体育などよりもより注意を払った対応がされているということを聞いています。積極的に水分をとるようにであるとか、必ず飲み物を持ってくるようにというようなことで指導していると。また、長時間の運動等も区切りよく行っているということを聞いております。

体育館においてですけれども、確かに一遍に入るとかなり暑いのですけれども、屋根が高い分、割とそういうところが緩和できるのかなと。あわせて、両サイドにドアがありますので、開放した中でやると。あと効率よく、例えば集会などをするというようなことで対応しているということでございます。

◎溝口委員長 よろしいですか。

◎齋藤委員 はい。

◎溝口委員長 先ほど学校における対応の中で、冷房施設がある部屋が2，118教室中410教室というふうにお聞きしましたけれども、小学校13校、中学校8校ということですが、冷房設備の設置について、今後の何か計画のようなものはございますでしょうか。

◎村上教育環境部長 先ほどちょっとお話ししましたように、現時点では、基本的には暑さ対策は窓の開閉等による空気の入れかえ、そして扇風機ということになっております。これまでの期間ですと、大体一番暑い時期が夏休みでございまして、お休みになっているということです。

ただ、今年はかなり暑い時期が続きましたので、今年の状況等はこれからまた検証させていただきたいと思います。

そういうのを含めながら、今後、いろんな形で研究させていただきたいと思っております。

◎溝口委員長 そうすると、冷房施設の設置については、今のところ特に計画はないという理解でよろしいですか。

○村上教育環境部長 現時点では考えておりません。

◎小林委員 情報なのですが、私もよく体育館を利用している人間なのですが、計測器による測定結果の掲示は、非常に市民から評価が高いです。こういうふうに理解がしっかりできた上で、自己管理をできると。自分でも健康管理能力を身につけられるから非常にいいというふうな意見をよく聞いております。

今まではアナウンスだけだったのですよね。時々アナウンスが流れるのです。それにこれが入ったということは、利用者の声からは評価が高いです。そういう声を聞いておりますので、報告しておきます。

◎溝口委員長 3部長さんからいろいろご説明をありがとうございました。

今後とも暑い日があるかと思えますけれども、ぜひ学校への適切な指導をよろしく願いたいと思います。

それでは、最後に次回の会議予定日でございますが、10月25日月曜日、午前9時から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は、10月25日月曜日、午前9時の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

---

□閉 会

午後3時39分 閉会